(ii) 承認された手段……によりこの船舶以外の場所で検証された積載条件、
in accordance with loading conditions verified remotely using an approved means ……; or

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は
in accordance with a loading condition which lies within an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above ; or

(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

.3 この証書に添付した書類に示される積載条件」

「正当性を示す」を「正当性を示すために」に改める。

第六号様式中「the requirements of」を「the requirements」に改める。

（船舶等型式承認規則の一部改正）

第七条 船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	146,900	1個につき	1,300

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	146,900	1個につき	1,300
防煙ダンパー	147,500	1個につき	1,800

に、

水噴霧放射器	31,600	1個につき	270

を

水噴霧放射器	31,600	1個につき	270
水噴霧ランス	92,100	1個につき	790
移動式放水モニター	85,900	1個につき	790

に

改める。

別表第一の二中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	146,700	1個につき	1,300

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	146,700	1個につき	1,300
防煙ダンパー	147,300	1個につき	1,800

に、

水噴霧放射器	31,400	1個につき	270

を

水噴霧放射器	31,400	1個につき	270
水噴霧ランス	91,900	1個につき	780
移動式放水モニター	85,700	1個につき	780

に

改める。

別表第二中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	1,150

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	1,150
防煙ダンパー	1個につき	1,700

に、

水噴霧放射器	1個につき	240

を

水噴霧放射器	1個につき	240
水噴霧ランス	1個につき	740
移動式放水モニター	1個につき	740

に

改める。

別表第二の二中

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	1,100

を

防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料	1個につき	1,100
防煙ダンパー	1個につき	1,700

に、

水噴霧放射器	1個につき	230

を

水噴霧放射器	1個につき	230
水噴霧ランス	1個につき	730
移動式放水モニター	1個につき	730

に

改める。

（船舶防火構造規則の一部改正）

第八条 船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第二号中「防止する措置」を「防止するため、告示で定める措置」に改め、同項に次の一号を加える。

六　二の閉囲された区域の間には、通風用の開口を設けていないこと。ただし、第十四条第三項の場合においては、この限りでない。

第二十七条の八第一項に次の一号を加える。

四　二の閉囲された区域の間には、通風用の開口を設けていないこと。ただし、前条第三項の場合及び管海官庁が開口の構造等を考慮して差し支えないと認める場合においては、この限りでない。